



栃木県公報

令和6(2024)年
3月13日(水)
号外
第13号

目次

条 例

| | |
|-------------------------|---|
| ○栃木県退職手当基金条例の制定 | 2 |
| ○栃木県公立学校情報通信機器整備基金条例の制定 | 2 |
| ○栃木県自然景観保全基金条例の廃止 | 3 |

本号で公布された条例のあらまし

◇栃木県退職手当基金条例の制定（栃木県条例第1号）

職員の定年の段階的な引上げに伴い年度間において増減する退職手当の支給に要する経費の財源に充てることを目的とする栃木県退職手当基金（以下「基金」という。）を設置するため、次のとおり条例を制定することとしました。

- 積立て（第2条関係）
基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めることとしました。
- 処分（第6条関係）
基金は、基金の設置の目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、処分することができることとしました。
- その他
基金の管理に関し必要な事項を定めることとしました。
- 施行期日等
(1) この条例は、公布の日から施行することとしました。
(2) この条例は、令和15（2033）年3月31日限り、その効力を失うこととしました。

◇栃木県公立学校情報通信機器整備基金条例の制定（栃木県条例第2号）

公立学校における情報通信機器の計画的な整備を図ることを目的とする栃木県公立学校情報通信機器整備基金（以下「基金」という。）を設置するため、次のとおり条例を制定することとしました。

- 積立て（第2条関係）
基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めることとしました。
- 処分（第6条関係）
基金は、基金の設置の目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、処分することができることとしました。
- その他
基金の管理に関し必要な事項を定めることとしました。
- 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇栃木県自然景観保全基金条例の廃止（栃木県条例第3号）

- 栃木県自然景観保全基金を廃止するため、栃木県自然景観保全基金条例を廃止することとしました。
- この条例は、令和6（2024）年3月31日から施行することとしました。

条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

- 1 栃木県退職手当基金条例
- 2 栃木県公立学校情報通信機器整備基金条例
- 3 栃木県自然景観保全基金条例を廃止する条例

令和6年3月13日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第1号

栃木県退職手当基金条例

(設置)

第1条 職員の定年の段階的な引上げに伴い年度間において増減する退職手当の支給に要する経費の財源に充てるため、栃木県退職手当基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めるものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

第4条 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第7条 基金は、第1条に規定する経費の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、令和15年3月31日限り、その効力を失う。

(財政課)

栃木県条例第2号

栃木県公立学校情報通信機器整備基金条例

(設置)

第1条 国が県に交付する公立学校情報機器整備事業費補助金により、公立学校における情報通信機器の計画的な整備を図るため、栃木県公立学校情

報通信機器整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めるものとする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第6条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（教育委員会事務局教育政策課）

栃木県条例第3号

栃木県自然景観保全基金条例を廃止する条例

栃木県自然景観保全基金条例（平成元年栃木県条例第6号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年3月31日から施行する。

（自然環境課）